



栃木県公報

平成27年
8月18日(火)
号外
第55号

目次

公安委員会

- 栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正..... 1
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の規定に基づき栃木県公安委員会に提出する届出書等の部数を定める告示の廃止..... 11

公安委員会

栃木県公安委員会規則第十二号

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年八月十八日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

栃木県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規則

栃木県公安委員会事務専決規程（昭和二十九年栃木県公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十五項を削り、第十六項を第十五項とし、第十七項から第四十七項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二中第八十六項を第百十五項とし、第六十項から第八十五項までを二十九項ずつ繰り下げ、第五十九項を第八十三項とし、同項の次に次のように加える。

八十四 行政手続法第十三条第一項第一号イの規定による聴聞の実施（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）	要
八十五 行政手続法第十八条第一項又は第二項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）	
八十六 行政手続法第十九条第一項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）	要
八十七 行政手続法第二十条第六項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）	
八十八 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第一項の規定による聴聞の期日又は場所の変更（行政手続法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）	

別表第二第五十八項中「第九十一条第二項」を「第九十条第二項」に改め、同項を同表第八十二項とし、同表中第五十七項を第八十一項とし、第四十九項から第五十六項までを二十四項ずつ繰り下げ、同表第四十八項中「、第四条の二並びに第七条第一項」を「並びに第四条の二」に改め、「及び許可証の交付」を削り、同項を同表第七十二項とし、同表中第四十七項を第七十一項とし、第三十八項から第四十六項までを二十四項ずつ繰り下げ、同表第三十七項中「（平成六年国家公安委員会規則第二十六号）」を削り、同項を同表第六十一項とし、同表中第三十六項を第六十項とし、第三十五項を第五十九項とし、同表第三十四項中「（平成五年法律第八十八号）」を削り、同項を同表第五十八項とし、同表中第三十三項を第五十七項とし、第二十九項から第三十二項までを二十四項ずつ繰り下げ、第二十八項を削り、第二十七項を第五十一項とし、同項の次に次のように加える。

五十二 警備業法第五十条第一項の規定による聴聞の実施	要
----------------------------	---

別表第二中第二十六項を第五十項とし、第二十三項から第二十五項までを二十四項ずつ繰り下げ、第二十二項を第四十五項とし、同項の次に次のように加える。

四十六 警備業法第二十二條第八項の規定による警備員指導教育責任者に選任した者に対する講習の実施	要
---	---

別表第二中第二十一項を第四十四項とし、第二十項を第四十三項とし、同表第十九項中「警備業法」の下に「（昭和四十七年法律第百十七号）」を加え、同項を同表第三十七項とし、同項の次に次のように加える。

三十八 行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又はロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）の規定による聴聞の実施	要
--	---

三十九 行政手続法第十八条第一項又は第二項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第十三條第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
--	--

四十 行政手続法第十九条第一項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第十三條第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）	要
---	---

四十一 行政手続法第二十条第六項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第十三條第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
--	--

四十二 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第一項の規定による聴聞の期日又は場所の変更（行政手続法第十三條第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に	
---	--

係るものに限る。)

別表第二中第十八項を第二十四項とし、同項の次に次のように加える。

二十五 行政手続法第十三条第一項第一号イの規定による聴聞の実施（質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）

要

二十六 行政手続法第十八条第一項又は第二項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）

二十七 行政手続法第十九条第一項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）

要

二十八 行政手続法第二十条第六項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）

二十九 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第一項の規定による聴聞の期日又は場所の変更（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）

三十 質屋営業法第二十六条第一項の規定による聴聞の実施

要

三十一 行政手続法第十三条第一項第一号イの規定による聴聞の実施（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第六条又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）

要

三十二 行政手続法第十八条第一項又は第二項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）

三十三 行政手続法第十九条第一項の規定による聴聞の主宰者の指名（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）

要

三十四 行政手続法第二十条第六項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）

三十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第一項の規定による聴聞の期日又は場所の変更（行政手続法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五

条第一項の聴聞に係るものに限る。)	
三十六 古物営業法第二十五条第一項の規定による聴聞の実施	要

別表第二中第十七項を第二十二項とし、同項の次に次のように加える。

二十三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条第一項の規定による聴聞の実施	要
--	---

別表第二中第十六項を第二十一項とし、第六項から第十五項までを五項ずつ繰り下げ、第五項の次に次のように加える。

六 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項第一号イの規定による聴聞の実施(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条、第十条の二第六項、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。)	要
七 行政手続法第十八条第一項又は第二項の規定による資料の閲覧の請求に対する許可(同法第十三条第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条、第十条の二第六項、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。)	
八 行政手続法第十九条第一項の規定による聴聞の主宰者の指名(同法第十三条第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条、第十条の二第六項、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。)	要
九 行政手続法第二十条第六項の規定による聴聞の期日における審理の公開の決定(同法第十三条第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条、第十条の二第六項、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。)	
十 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第二十六号)第九条第一項の規定による聴聞の期日又は場所の変更(行政手続法第十三条第一項第一号イ(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条、第十条の二第六項、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。))又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。)	

別表第二に次のように加える。

百十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十四条の二第一項に規定する実施計画(夜間銃猟に関する事項に限る。))に関する知事からの意見聴取に対する回答	要
--	---

別表第七中第二百二十九項を第七百七十八項とし、第二百二十四項から第二百二十八項までを四十九項ずつ繰り下げ、第二百二十三項を第七百七十一項とし、同項の次に次のように加える。

百七十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に	
---------------------------------------	--

<p>関する法律第十四条第二項の規定によるインターネット異性紹介事業の廃止命令</p>	<p>要</p>
---	----------

別表第七中第二百二十二項を第百六十九項とし、同項の次に次のように加える。

<p>百七十 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第十四条第一項及び第十五条第二項第二号の規定によるインターネット異性紹介事業の停止命令</p>	<p>要</p>
---	----------

別表第七中第二百二十一項を第百六十八項とし、第百十一項から第百二十項までを四十七項ずつ繰り下げ、第百十項を第百五十六項とし、同項の次に次のように加える。

<p>百五十七 銃砲刀剣類所持等取締法第二十一条の三第二項の規定による準空気銃を所持する場合の届出の処理</p>	<p>要</p>
--	----------

別表第七中第百九項を第百四十九項とし、同項の次に次のように加える。

<p>百五十 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知（同法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	
--	--

<p>百五十一 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	
---	--

<p>百五十二 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	
---	--

<p>百五十三 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	
--	--

<p>百五十四 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	
--	--

<p>百五十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示（行政手続法第十三条第一項第一号イ（銃砲刀剣類所持等取締法第十一条第一項から第六項までの規定による取消しの処分に係るものに限る。）の聴聞に係るものに限る。）</p>	
--	--

別表第七第百八項中「第九十一条第二項」を「第九十条第二項」に改め、同項を同表第百四十八項とし、同表中第百七項を第百四十七項とし、第百項から第百六項までを四十項ずつ繰り下げ、同表第九十九項中「教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出」を「教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出」に改め、同項を同表第百三十九項とし、同表中第九十八項を第百三十六項とし、同項の次に次のように加える。

<p>百三十七 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十第二項の規定による練習資格認定申</p>	
--	--

請の処理	
百二十八 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定による年少射撃資格認定申請の処理	要
別表第七中第九十七項を第百三十四項とし、同項の次に次のように加える。	
百三十五 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第三十四条の規定による猟銃又は空気銃の所持許可の更新申請の処理	要
別表第七中第九十六項を第百三十三項とし、第九十五項を第百三十項とし、同項の次に次のように加える。	
百三十一 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号（散弾銃（現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けていない者に係るものに限る。）及びライフル銃を除く。）、第二号、第三号及び第五号の二から第十号まで並びに第四条の二の規定による銃砲刀剣類の所持許可申請の処理	要
百三十二 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第二項の規定による同条第一項第一号（散弾銃（現に同号の規定による散弾銃の所持の許可を受けていない者に係るものに限る。）及びライフル銃を除く。）、第二号、第三号及び第五号の二から第十号までの許可の条件の付与又は条件の変更	
別表第七中第九十四項を第百二十八項とし、同項の次に次のように加える。	
百二十九 探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第二項の規定による探偵業者の営業の廃止命令	要
別表第七中第九十三項を第百二十六項とし、同項の次に次のように加える。	
百二十七 探偵業の業務の適正化に関する法律第十五条第一項の規定による探偵業者の営業の停止命令	要
別表第七中第九十二項を第百二十五項とし、第六十六項から第九十一項までを三十三項ずつ繰り下げ、第六十五項を第九十七項とし、同項の次に次のように加える。	
九十八 警備業法第四十八条の規定による警備業者に対する指示	要
別表第七中第六十四項を第九十五項とし、同項の次に次のように加える。	
九十六 警備業法第二十三条第五項において準用する同法第二十二条第七項の規定による合格証明書の返納命令の通知	
別表第七中第六十三項を第八十八項とし、同項の次に次のように加える。	
八十九 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知（同法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二条第七項（同法第二十三条第五項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
九十 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期	

<p>日又は場所の変更の申出書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>九十一 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>九十二 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>九十三 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>九十四 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示（行政手続法第十三条第一項第一号イ（警備業法第八条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）若しくはロ（同法第二十二條第七項（同法第二十三條第五項及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による返納の命令に係るものに限る。）又は同法第五十条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>別表第七中第六十二項を第八十七項とし、第四十七項から第六十一項までを二十五項ずつ繰り下げ、同表第四十六項中「（昭和二十四年法律第百八号）」を削り、同項を同表第六十五項とし、同項の次に次のように加える。</p>	
<p>六十六 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知（同法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>六十七 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
<p>六十八 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第</p>	

二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。)	
六十九 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
七十 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
七十一 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示（行政手続法第十三条第一項第一号イ（古物営業法第六条又は第二十四条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十五条第一項の聴聞に係るものに限る。）	

別表第七中第四十五項を第六十一項とし、同項の次に次のように加える。

六十二 古物営業法第三条の規定による古物営業の許可	要
六十三 古物営業法第五条第二項の規定による許可証の交付	
六十四 古物営業法第五条第三項の規定による古物営業の許可をしない旨の通知	

別表第七中第四十四項を第六十項とし、同表第四十三項中「（昭和二十五年法律第百五十八号）」を削り、同項を同表第五十三項とし、同項の次に次のように加える。

五十四 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知（同法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
五十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
五十六 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
五十七 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
五十八 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の	

聴聞に係るものに限る。)	
五十九 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示（行政手続法第十三条第一項第一号イ（質屋営業法第二十五条の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第二十六条第一項の聴聞に係るものに限る。）	

別表第七中第四十二項を第四十八項とし、同項の次に次のように加える。

四十九 質屋営業法第二条第一項の規定による質屋営業の許可	要
五十 質屋営業法第三条第三項の規定による質屋営業の許可をしない旨の通知	
五十一 質屋営業法第四条第一項の規定による営業所の移転又は管理者の新設若しくは変更の許可	要
五十二 質屋営業法第八条第一項の規定による許可証の交付	

別表第七中第四十一項を第四十七項とし、第十一項から第四十項までを六項ずつ繰り下げ、第十項の次に次のように加える。

十一 行政手続法第十五条第一項又は第三項の規定による聴聞の通知（同法第十三条第一項第一号イ（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条、第十条の二第六項、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
十二 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第二項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の申出書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条、第十条の二第六項、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
十三 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第九条第三項の規定による聴聞の期日又は場所の変更の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条、第十条の二第六項、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
十四 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第一項の規定による文書閲覧請求書の受理（行政手続法第十三条第一項第一号イ（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条、第十条の二第六項、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。）	
十五 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十条第二項の規定による閲覧の日時及び場所の通知（行政手続法第十三条第一項第一号イ（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条、第十条の二第六項、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。）	

<p>十六 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第十二条第一項の規定による聴聞の期日における審理の公開の通知及び公示（行政手続法第十三条第一項第一号イ（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第八条、第十条の二第六項、第二十六条第一項又は第三十九条第四項の規定による取消しの処分に係るものに限る。）又は同法第四十一条第一項の聴聞に係るものに限る。）</p>	
---	--

別表第十四中第二十九項及び第三十項を削り、第三十一項を第二十九項とし、第三十二項を第三十項とし、第三十三項を第三十一項とし、第三十四項を削り、第三十五項を第三十二項とし、第三十六項から第三十八項までを三項ずつ繰り上げ、第三十九項から第四十一項までを削り、第四十二項を第三十六項とし、第四十三項から第四十九項までを六項ずつ繰り上げ、第五十項及び第五十一項を削り、第五十二項を第四十四項とし、第五十三項から第七十項までを八項ずつ繰り上げ、同表第七十一項中「第四条第一項（散弾銃（現に同項第一号の規定による散弾銃の所持の許可を受けていない者に係るものに限る。）、ライフル銃、第四号及び第五号を除く。）、第四条の二及び」及び「所持許可申請の処理及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項を同表第六十三項とし、同表第七十二項を削り、同表中第七十三項を第六十四項とし、第七十四項を第六十五項とし、第七十五項を第六十六項とし、同表第七十六項中「第二十二條」を「第二十二條第一項及び第二項」に、「講習終了証明書」を「講習修了証明書」に改め、同項を同表第六十七項とし、同表中第七十七項を第六十八項とし、同表第七十八項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に、「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、「又は再交付申請」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>七十 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第二十五条第二項において準用する同令第二十二條第二項の規定による技能検定合格証明書の再交付申請の処理</p>	
---	--

別表第十四第七十九項中「第二十九條」を「第二十九條第一項」に、「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、「又は再交付申請」を削り、同項を同表第七十一項とし、同項の次に次のように加える。

<p>七十二 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第二十九条第二項において準用する同令第二十二條第二項の規定による技能講習修了証明書の再交付申請の処理</p>	
--	--

別表第十四第八十項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三十三條」及び「許可証の記載事項の変更の届出及び」を削り、同項を同表第七十三項とし、同表第八十一項中「並びに」を「及び」に、「第三十二條及び第三十四條」を「第三十三條」に改め、「許可証の亡失、盗難又は滅失の届出及び」を削り、同項を同表第七十四項とし、同表第八十二項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三十六條」及び「所持許可の更新申請の処理及び」を削り、同項を同表第七十五項とし、同表中第八十三項を第七十六項とし、同表第八十四項中「第三十九條」を「第三十八條」に改め、同項を同表第七十七項とし、同表第八十五項中「第四十條及び第四十一條」を「第三十九條及び第四十條」に改め、同項を同表第七十八項とし、同表中第八十六項を第七十九項とし、同表第八十七項中「第五十六條」を「第五十六條第一項」に、「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、「又は再交付申請」を削り、同項を同表第八十項とし、同項の次に次のように加える。

<p>八十一 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第五十六条第二項において準用する同令第二十二條第二項の規定による教習資格認定証の再交付申請の処理</p>	
--	--

別表第十四第八十八項中「第九條の十第二項」を「第九條の十第二項後段」に、「練習資格認定申請の処理及び認定証」を「練習資格認定証」に改め、同項を同表第八十二項とし、同表第八十九項中「第七十條」を「第七十條第一項」に、「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、「又は再交付申請」を削り、同項を同表第八十三項とし、同項の次に次のように加える。

<p>八十四 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第七十條第二項において準用する同令第二十二條第二項の規定による練習資格認定証の再交付申請の処理</p>	
---	--

別表第十四第九十項中「第九條の十三第一項及び」を「第九條の十三」に、「年少射撃資格認定申請の処理

及び認定証」を「年少射撃資格認定証」に改め、同項を同表第八十五項とし、同表第九十一項中「並びに」を「及び」に、「第七十八条において準用する同令第三十二条及び同令第七十九条」を「第七十八条」に、「第三十三條」を「第三十二条」に改め、「年少射撃資格認定証の記載事項の変更の届出及び」を削り、同項を同表第八十六項とし、同表第九十二項中「並びに」を「及び」に、「第七十八条において準用する同令第三十二条及び同令第八十条」を「第七十九条」に改め、「年少射撃資格認定証の亡失、盗難又は滅失の届出及び」を削り、同項を同表第八十七項とし、同表第九十三項中「第八十三条」を「第八十二条第一項」に、「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、「又は再交付申請」を削り、同項を同表第八十八項とし、同項の次に次のように加える。

八十九 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第八十二条第二項において準用する同令第二十二條第二項の規定による年少射撃資格講習修了証明書の再交付申請の処理	
---	--

別表第十四中第九十四項を第九十項とし、第九十五項を第九十一項とし、同表第九十六項中「第九十一条第四項」を「第九十条第四項」に改め、同項を同表第九十二項とし、同表中第九十七項を第九十三項とし、第九十八項を第九十四項とし、第九十九項を第九十五項とし、同項の次に次のように加える。

九十六 銃砲刀剣類所持等取締法第二十一条の三第一項第四号並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第百条第一項及び第三項の規定による準空気銃の製造業又は輸出業の届出の処理	要
九十七 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第百条第二項及び第三項の規定による準空気銃製造等届出書の記載事項変更の届出の処理	
九十八 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第百条第四項の規定による準空気銃の製造業又は輸出業の廃止の届出の処理	要

別表第十四中第百項を第九十九項とし、第百一項から第百七十一項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県公安委員会告示第四十三号

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の規定に基づき栃木県公安委員会に提出する届出書等の部数を定める告示（昭和四十六年栃木県公安委員会告示第九号）は、廃止する。

平成二十七年八月十八日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信 勝